

平成23年度 第3回京都府入札制度等評価検討委員会 次 第

日時：平成23年11月30日(水)

(10:30 ~ 12:30)

場所：京都平安ホテル「朱雀」

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 建設企業ヒアリングの概要について 資料1

(2) 入札制度等の改善方策(委員長案)について 資料2

(3) その他

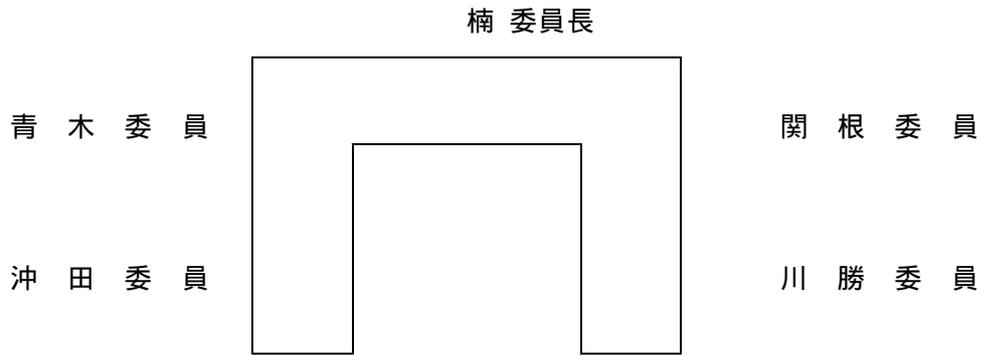
4 閉 会

京都府入札制度等評価検討委員会 座席図

平成23年11月30日

場所：京都平安ホテル

2階 朱雀



(事 務 局)

壺内副課長

大滝参事

中村理事

西川副部長

加納課長

関西副課長

(事 務 局)

(事 務 局)

(一 般 傍 聴 席)

(一 般 傍 聴 席)

記
者
席

出
入
口

「京都府入札制度等評価検討委員会」

委 員 名 簿

平成23年11月30日現在

役 職	委 員 名	現 職	摘 要
委員長	くすのき しげき 楠 茂 樹	上智大学法学部准教授	
委 員	あおき なえこ 青 木 苗 子	弁護士	
	おきた やすひこ 沖 田 康 彦	京都府商工会連合会会長	
	かわかつ たけし 川 勝 健 志	京都府立大学公共政策学部准教授	
	せきね えいじ 関 根 英 爾	ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）	

（敬称略、委員は五十音順）

京都府入札制度等評価検討委員会の建設企業へのヒアリング概要

1 実施日程	◇北部ブロック 平成23年11月20日（日）14:20～17:35（宮津市福祉センター） ◇南部ブロック // 11月21日（月）13:00～16:15（京都府庁）
2 ヒアリング実施者	◇北部ブロック 楠委員長、沖田委員 ◇南部ブロック 楠委員長、関根委員
3 ヒアリング対象企業	◇選定の考え方 地域性、受注工事の規模及び内容等を考慮して選定した。 ①府内に多くの会員企業を有し、府域全体から各地域の実情をよく把握する（社）京都府建設業協会の役員企業 ②低入札価格調査対象工事の落札企業及び当該工事の下請企業 ③京都府入札監視委員会審議対象工事（平成18年度以降）落札企業 ◇ヒアリング企業数 北部ブロック 7者 南部ブロック 6者

■ ヒアリング結果概要

◇建設企業の経営状況等

①公共工事の受注状況及び利益率
<ul style="list-style-type: none"> 公共事業の減少に伴い、全体的に受注件数が激減している。 基幹産業である建設業に対して、がんばってと言う声が地元にある。低い落札率が続くと、健全な企業まで倒れてしまう。 受注しても、どのようにして赤字を出さないか、赤字を減らすかを考えている。 実行予算を組むと赤字になる。現場のモチベーションも上がらない。よい工事成績を目指すだけ。
②低価格競争に対する自社の対応策
<ul style="list-style-type: none"> 多くの企業が人件費の削減や会社内部の経費削減などを行っている。職場環境が悪化している。外注部分を自社施工としたり、下請との単価調整なども行っている。 入札や契約に関する行政からの要求が多く、土日業務や積算ソフト等の経費がかかる。落札率が低いのでこうした負担が大きい。
③自社雇用の状況（技術者の人数）及び建設機械の保有状況
<ul style="list-style-type: none"> 技術者について、上位ランクでも少ない技術者しかいない企業がある一方、多数の技術者を雇用しているのに減少すると総合評価で減点されるのはどうか。 型枠大工や石工などの技能職をどう残すのかという視点が必要だ。
④下請代金等契約内容の決定方法、下請とのトラブルの有無
<ul style="list-style-type: none"> 下請業者の選定には、複数者から見積もりをとっている。下請契約には最低制限価格が無い状況。 下請に入る場合は、見積を出している。自社の実行予算を組んでいるが、従業員や機械を遊ばせておくよりはましと考え、他社（他府県も）に勝つために無理をすることがある。 北部では、信頼関係がきちんと出来ており、トラブルは耳にしない。 最低制限価格付近で落札している現状では、元請、下請ともに節約の努力をしている。品質を落とすわけにはいかず、無理をせざるを得ない。

<p>⑤金融機関からの融資の実態（融資条件の現状など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規融資や長期融資には応じてもらえない状況が続いている。受注計画を出せない。 ・短期融資は、受注（下請でも）した契約書があることでようやく受けることが出来る状況。 ・前払金も保証会社の審査が厳しくなっている。 ・建設業に対するイメージが相当悪いようだ。
<p>⑥施工体制、品質及び安全確保のための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO認定取得や大手企業の下請けに入り、大手の手法を勉強している。 ・品質確保のため、複数の技術者を配置することがある。
<p>⑦将来に向けた建設産業のあるべき姿とは（建設業界の現状含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の厳しい状況で、我慢すれば明るい将来があるのかというと、全く展望がない。 ・全体の業者の数が多すぎる。ランク毎の業者数のバランスも歪になっている。 ・淘汰が進むのはやむを得ない。不良不適格業者が淘汰されるようなハードルを設定すべき。そのハードルを越えたら、どうなるのか、先が見えない状況だ。どの方向へどう舵取りするのか、受発注者で検討していくべきだ。 ・現状は、適正価格でも適正工期でもない。どこかで食い止め、建設業を余裕のある業界にしていけないといけない。優良適格業者の定義を明確に示して欲しい。 ・建設業に若い人が入ってこない。若い人が魅力を感じるような建設業でなければいけない。子供達が仕事を継ぎたいと思えるような業界にしていきたい。
<p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（コンプライアンスからか、）土木事務所の職員とのコミュニケーションが出来なくなっている。 ・企業は受注工事を出来るだけ短期間で完成したいと考えているが、地元調整が不備で工事を待たされること等により、余計な経費が発生したり技術者が拘束されることがある。 ・発注者からの設計変更が十分でないことがある。 ・総合評価の技術提案の履行について、一般の工事と同様に工事成績で評価して欲しい。

◇京都府の入札契約制度に対する意見

<p>①入札契約制度全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事の入札で、60者が応札し半数が失格、半数近くで抽選という異常な事態に危機感を持っている。 ・舗装工事の入札では、南部の業者が北部に入ってきているが、最低制限価格付近で受注して、きちんとした施工ができるのか。技術者一人を付けて、実質的に丸投げのような状態ではないか。 ・同一事務所管内業者での入札として欲しい。 ・舗装や海洋工事などで実際には施工出来ないような業者も入札に参加している。 ・（委員会で議論されている）最低制限価格の補正率は、公表されないときちんと積算する業者には意味がない。
<p>②予定価格の公表時期（自社での積算状況）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前公表を止めて、事後公表にして欲しい。事前公表により、最低制限価格が容易に推測でき最低制限価格付近での落札が非常に多い。 ・積算出来ない（しない）企業が入ってくるので、競争がひどい。事後公表になればきちんと積算することが報われる。

③低入札価格調査制度等について

- ・最低制限価格の引き上げをして欲しい。利益が出ない。90%程度で設定して欲しい。
- ・低入札価格調査は、スケールメリットの出ない府内企業施工の工事を対象とすることには無理がある。3億円程度に引き上げて欲しい。
- ・会社存続のため、受注を目的にやむを得ず基準価格以下の応札をすることがある。

④総合評価競争入札について

- ・技術提案のところをもっと評価して欲しい。一生懸命努力している。実力で勝負したい。
- ・点数配分を見直し、技術提案で逆転できるような配点であれば努力しがいがある。
- ・表彰制度は不公平感が強い。表彰業者は絶対有利であり、努力しても逆転出来ない。偏っている。年間3件程度に制限すべきだ。
- ・評価項目を細分化すべき。現実には逆転できない

⑤災害対応や除雪等の地域建設業の役割と現状について

- ・除雪に関しては、(経営環境が厳しく) 人員確保や機械保有ができない。
- ・除雪は、しっかりと地元のことを分かっている熟練者でないと出来ない。競争性、透明性だけを持ち込んでも、応札者はいなくなる。
- ・地域のことは地域の業者で対応する。管外業者では緊急対応が出来ない。
- ・地域の業者は施工完了後も地域に責任と愛着を持っている。その気持ちで施工にあたっている。
- ・ここ数年で、災害対応できる業者(人や機械を抱えている)が大きく減っている。大規模な災害対応ができないのではと心配している。
- ・災害対応において、機械を保有している業者が良いのか、しっかりとマネジメントできる業者が良いのか、分けて考えるべき。人や機械を抱えているところが優良と言うなら、そういうところが先に潰れている。

⑥その他

- ・業者が困ることは、行政からの要請事項が多すぎる。対応できないと点数に反映される。

入札制度等の改善方策（委員長案）

(1) 総論

- ・ 社会基盤整備を担う建設業者は、当然ながら確実な契約の履行に耐え得るだけの「持続的に安定的な経営状況」になければならない。
- ・ しかしながら、現在極端な供給過剰状態にあることは否めず、近い将来において（現在のままの発注量であれば）業者数は三分の二なり、二分の一なりに減少せざるを得ない状況に置かれている。
- ・ 消耗戦になりつつある現状では、自然淘汰に任せていると「悪貨が良貨を駆逐する」という最悪の帰結に至る可能性もあり、京都府としても優良業者を効果的に生き残らせるための「傾斜的な」政策を打つ必要がある。
- ・ 一方で、競争的な契約者選定は会計法令の要請するものであり、この手続の枠内で政策を遂行しなければならない。
- ・ こうした要請から、重要視されるべき視点として、「技術力」「誠実性」「地域貢献」を掲げ、そのような社会的要請を満たす業者を競争的に選抜し、これらの業者に安定受注をもたらすことで、事態を打開することを提言する。
- ・ 以下（2）の「各論」は当面（直近）の課題に答えるものであり、上記の問題意識に基づいた徹底的な調査、検証を行い、より抜本的な改革を断行しなければならない（抜本的な見直し自体が喫緊の課題となっている）。

(2) 各論

① 総合評価の拡充

[内容] 評価項目の細分化

[理由] 技術的能力をより積極的に評価するため。（制度の趣旨からして当然）

② 予定価格の事後公表

[内容] 総合評価方式の中でも技術面を重視する類型の一部について、予定価格の事後公表の試行を検討（厳格なコンプライアンス体制の構築が必要）

[理由] 技術力評価の一環として積算能力も考慮するという意味では整合性がとれており試行的に実施する意義がある。

※11月17日に亀岡市職員が逮捕された入札情報漏洩事件が発生。他にも兵庫県や桑名市や津市、えびの市で同様の事件が発生。事後公表に対する批判が強まっている現状にかんがみ、府民からの不信を招かないように細心の注意と対応を求める。

③-1 最低制限価格の見直し

[内容] 合理的な水準への引き上げ

[理由] 環境変化への対応、一応の合理性を持つ国の基準の見直しへの対応（今回は経過措置的な対応⇒発注者による徹底した調査、検証が必要）

③-2 最低制限価格設定工夫

[内容] 現場の難易度で価格が変化する仕組み（現場補正係数）の導入

[理由] 難易度で「適正な下限価格」が変化するのは最低制限価格設定の趣旨に合致。
くじ引き抑制にもなる。

③-3 最低制限価格の射程の拡大

[内容] 最低制限価格制度の適用を合理的な範囲で拡大

[理由] スケールメリットとの関係や府内発注工事に着目（底なしのダンピング抑制）
総合評価方式の拡大等による行政コスト（作業量）の増加への対応（低入札価格
調査にかかる負担の軽減）

※ダンピングの実態について、アンケート調査や企業ヒアリングを踏まえ、さらに追跡調査の必要あり。

④-1 地域貢献優先型入札

[内容] 地域貢献・地域属性を総合評価における非価格点として考慮

[理由] 競争性確保の観点から実質的に過度な地域要件となるような評価点の設定は困難、
一方で災害リスクを考慮すれば（当該）地域優先発注の必要性
⇒両方の要請に同時対応 ⇒くじ引き時における地域優先の制度設計の必要性

④-2 地域性重視の入札方法

[内容] 特に府民生活に身近な工事について、適正な地域要件（ブロック割）の設定

[理由] 各ブロックでの競争性の均等化（過当競争の抑制）、地域性の考慮

※地域性を考慮すれば競争制限（談合）の危険増大→指名停止措置強化、違約金
強化等のペナルティーとセット

⑤ 元請・下請関係の適正化

[内容] 元下関係適正化指針の運用、下請相談窓口の設置

[理由] 建設業法上の下請いじめ禁止規定の実効性確保のため
業界とも連携した取組となることが望ましい。

⑥ 不正（不誠実行為）排除

[内容] 指名停止措置の強化（反社関係、談合、下請けいじめ等）、不当な要望・不当な
聞き出し等不正な働きかけの記録化、積算内訳書チェックの厳格化

[理由] 護送船団からの脱却の一環として指名停止措置の有効利用、入札制度の柔軟化に
伴う不正な裁量行使を防ぐためのコンプライアンス徹底、「あてずっぽう」な応
札行為に対する抑止

技術力の適正評価

① 総合評価入札の拡充

1. 評価項目の細分化

- ・ 「工事成績評定」「継続教育（CPD）」「建設機械保有状況」及び「雇用の状況」の加算点基準の細分化
- ・ 優良工事施工者表彰評価の見直し

② 予定価格の事後公表

1. 簡易型（技術重視型）の一部で予定価格の事後公表の試行を検討

- ・ 試行後に、入札参加者数、落札率、くじ発生率、失格者等のデータ比較等を検証

2. 同時に、厳格なコンプライアンス体制を構築

- ・ 入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱を制定
- ・ 不正に情報を入手しようとした者に対するペナルティー強化
- ・ 内部からの情報漏洩防止策を徹底的に強化
- ・ 内部チェックや外部関与の仕組を整備

安定経営の支援

③ 最低制限価格制度等の見直し

1. 調査基準価格の改正

現行				改正後			
直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05	直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.70		現場管理費	×	0.80	
一般管理費	×	0.30		一般管理費	×	0.30	

※ 新公契連モデル対応（平成23年4月モデル）

2. 最低制限価格の改正

現行				改正後			
直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05	直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.70		現場管理費	×	0.80 × α	
一般管理費	×	0.30		一般管理費	×	0.30	

※ 新公契連モデル対応（平成23年4月モデル）

※ 補正係数 α の設定に関しては、現場条件として履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定

3. 最低制限価格制度の射程の拡大

スケールメリットの出ない府内発注工事を対象として合理的な拡大範囲を設定

地域貢献の評価

④ 地域貢献を重視した入札の導入

1. 地域貢献優先型入札の実施

総合評価方式で実施。ただし、価格を最大限重視し同価となった場合に限り、評価点が作用し地域に貢献する企業のみでくじ引きを実施する制度の導入

2. 地域性を重視した入札の試行

地域精通度が評価される仕組みとして、特に府民生活に身近な工事については適正な入札参加可能者数を確保しつつ管内発注を試行

- ・ 地域要件として土木事務所管内を設定
- ・ 管内の同一等級で入札参加可能者数が確保できない場合は、上位等級を追加
- ・ 府内全域を一律とするのではなく、地勢状況を踏まえ、過度に広域な地域ブロックにおいて優先試行

誠実性の追求と不良不適格業者の排除

⑤ 元請・下請関係の適正化

1. 元下関係適正化指針の運用

- ・ 関係法令、国指針の周知及び法令遵守等を府(発注者)が直接請負者を通じて指導
- ・ 京都府独自措置として、
 - (ア)全ての直接請負者(府から直接工事を請け負った者)への義務付け
下請契約の当事者に対し適正な契約書等の作成を指導助言
府発注の全ての工事で、下請契約書(写し)と施工体系図等を府へ提出
 - (イ)府(発注者)から直接請負者等への指導・助言・指示
府指針を遵守しない場合、直接請負者等に対し必要な措置を講じるよう指導等

2. 下請相談窓口の設置

- ・ 各土木事務所など発注機関毎に設置
- ・ 府や直接請負者の指導・助言等で解決しない場合、関係法令の処分権限者へ連絡

⑥ 不正・不誠実な行為の排除

1. 指名停止措置の強化

- ・ 秘密として管理されているものを聞き出そうとした者
- ・ 元請・下請適正化指針に違反し、是正指導等に応じない者
- ・ 暴力団関係者

2. 非公開情報聞き出しの記録・公表

- ・ 入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱を策定し、問い合わせを受けた職員は、相手方に内容が記録・公表される旨を告知するとともに、内容を記録し公表

3. 積算内訳書チェックの厳格化

- ・ 適正に積算もせずに入札に参加する者を排除するため、内訳書の無効の条件を厳格化するとともに明確化
 - ・ 入札金額と内訳書記載金額の一致しない内訳書
 - ・ 端数調整を行っている工事費内訳書を提出した者のした入札
 - ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合等

□土木一式の発注形態

発注金額	受注対象	主な事業例	入札の種類		失格価格判断の制度
				うち総合評価の場合の種類	
23億円	府外 又は 府内 特定JV	<ul style="list-style-type: none"> ・京都縦貫自動車道 ・舞鶴国際ふ頭整備事業 ・畑川ダム 等 	(WTO案件は、地域要件なし)	技術重視型 ・価格以外に、施工上の工夫などの技術提案を評価	低入札価格調査制度 ・基準価格未満の場合、調査を実施し価格の妥当性を判断
1億円			(施工実績を求める場合は、入札参加可能者数を確保できるよう要件設定) ・府内全域発注		
8000万円	I 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・各種幹線道路の整備 ・各種河川整備 等 ・防災対策事業 ・施設の長寿命化対策事業(アセットマネジメント) 等 	一般競争 (30者程度の入札参加可能者数を確保できるよう地域要件を設定) ・広域ブロック発注	・評価点に差がつかず、実質的に価格競争化している	最低制限価格制度 ・基準価格未満の場合、失格
4500万円			II	<ul style="list-style-type: none"> ・府民公募型安心安全整備事業 ・臨時生活関連施設整備事業 	
4000万円	III	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全、バリアフリー事業 ・防災対策事業の一部 等 			<ul style="list-style-type: none"> ・生活に身近な工事が中心の事業も広域ブロックで発注 ・受注対象の企業規模に対して、営業範囲が広範
2500万円			IV 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的維持修繕事業 ・除草、除雪 等 	指名競争 (20者指名) ・土木事務所管内発注
1500万円	(随意契約)				
1000万円					
600万円					
250万円					

「予定価格の事後公表」に係るコンプライアンス対策について

1 受注者のコンプライアンス対策 <論点：抑止とペナルティ>

○ 非公開情報を探ろうとする動きへの対応

- 入札情報に関する問い合わせ等の記録・公表
- 指名停止の期間延長によるペナルティ強化

2 発注者のコンプライアンス対策 <論点：実効性確保・外部関与の仕組み>

① 内部情報漏洩防止対策の徹底

- 職員の規律確保
発注担当職員の規律事項を具体的に明確化し、遵守を徹底
- 予定価格（最低制限価格含む）及び設計金額の厳格管理
最低制限価格の設定方法等、設計金額の情報が含まれる電子データへのアクセス制限・文書設計図書類の厳格管理
- コンプライアンススキル向上のための実務研修の実施

② 内部チェックの仕組みの整備

- 発注所属での内部チェック
発注所属ごとに「入札コンプライアンス指導チーム」（仮称）を設置し、内部チェック、指導

③ 外部関与の仕組みの活用、整備

- 公益通報者保護法に基づく通報処理体制の活用
- 外部調査員（弁護士）との連携体制
- 「入札制度等評価検討委員会」による評価、検討

④ 執務室の環境改善

- 本庁関係課及び公所の執務室の環境改善
執務室のゾーニングの確認、カウンター、パーテーションの設置等によるオフィスレイアウト